

第11 債務不履行による損害賠償

1 債務不履行による損害賠償とその免責事由（変更）

民法第415条

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（改正前民法415条）

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

債務者における帰責性の不存在が債務不履行に基づく損害賠償責任を免れる要件と明記されるに至ったものである。

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときとは、履行遅滞の場合のみならず不完全履行の場合も含まれる。

なお、債務者の帰責性の有無を判断するに際しては、契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らすべきことが規定された。帰責性の有無をいわゆる契約の趣旨を度外視して判断することが適当ではないことに基づくものである。

2 債務の履行に代わる損害賠償の要件（新設）

民法第415条第2項

前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

民法第412条の2

債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

- 2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

まず、（1）債務の履行が不能である時、填補賠償ができることについては、判例上認められており、解釈上も異論がない。

次に、（2）債務者が債務を履行する意思がない旨が明らかの場合（いわゆる確定的履行拒絶がなされた場合）にも、一種の履行が不能の状態と理解できる場合があることから、かような場合にも填補賠償ができることを認める規定を新設した。

そして、（3）契約によって債務が生じたものである場合には、当該契約が解除され、または債務の不履行による契約の解除権が発生した時にも、填補賠償を認めることとした。

3 不確定期限における履行遅滞（変更）

民法第412条第2項

債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来し

た後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。

(改正前民法412条)

- 1 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
- 2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

不確定期限が到来した後、債権者が催告するか、あるいは債務者がその期限到来の事実を知るか、いずれかがあれば、債務者は遅滞に陥ることを明確にしたものである。

4 履行遅滞中の履行不能 (新設)

民法第413条の2、第1項

債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

(改正前民法415条)

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする

判例を踏まえ、債務者に帰責性ある履行遅滞中の履行不能につき、債務者の帰責性の存在をみなすものと規定したものである。

5 代償請求権 (新設)

民法第422条の2

債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務者がその債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度で、債務者に対し、当該権利の移転又は当該利益の償還を請求することができる。

判例及び通説で認められていた代償請求権を明文化したものである。なお、債務者が債権者に対して履行不能による損害賠償責任を負わないことは、要件ではない。

6 損害賠償の範囲 (変更)

民法第416条

- (1) 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。(旧民法第416条第1項と同文)
- (2) 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

(改正前民法416条)

- 1 改正法(1)と同じ
- 2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

特別事情によって生じた損害につき、「その事情を予見し、又は予見することができたときは」という要件を、「その事情を予見すべきであったときは」と改めることのみ、変更された。

7 過失相殺 (変更)

民法第418条

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

(改正前民法418条)

債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

改正前民法418条は、債務の不履行に関して債権者に過失があった場合のみ過失相殺の対象となるように規定しているが、債務の不履行のみならず、損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があった場合にも、過失相殺を認めるべきことには異論がないことから、かかる場合にも過失相殺が適用できるべきこととした。

8 賠償額の予定(変更)

民法第420条第1項後段を削除する。

(改正前民法420条)

- 1 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。
- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

改正前民法420条1項後段は、当事者が債務不履行について損害賠償の額を予定した場合には、裁判所がその額を減額することができない旨規定していた。しかし、これは当事者における損害賠償の額を予定した内容が公序良俗に反するような場合にまで、裁判所による減額を許さない趣旨とは解されていない。そこで、改正前民法420条1項後段を削除することとした。